

宜野湾市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成21年12月16日

宜野湾市監査委員

崎間興政

大城政利

1. 監査の期間

平成21年11月4日から平成21年12月16日まで

2. 監査の対象

市民経済部

市民生活課、環境対策課、市民課、商工振興課、
農水振興課

3. 監査の範囲

平成21年度財務に関する事務の執行

- ・平成21年度の契約関係文書
- ・その他

4. 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については概ね適正に執行されているが、次のような不備があったので改善していただきたい。

環境対策課

1．指定ごみ袋物品単価契約について

地方公共団体の契約の締結については、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札ができるケースは、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条により次の三つの場合と定められている。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

そこで、指名競争入札で契約した「指定ごみ袋物品単価契約（H21.3.26契約）」について、該当する適用条項を明示するべきである。

2．ごみ収集運搬委託契約について

- (1) 宜野湾市清掃事業協同組合との契約については「地方自治法234条及び同法施行令第167条の2第2項に準ずる」とし、有限会社宜野湾クリーンサービスとの契約については「地方自治法234条及び同法施行令第167条の2第2号に準ずる」としているが、いずれも「地方自治法234条及び同法施行令第167条の2第1項第2号に準ずる」ものと思われる。

そこで、同規定は、「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるという場合に随意契約できるものであり、その判断に至った理由を明示するべきである。

- (2) 見積書の徴取について「市財務規則第113条の2第2項第4号の規定により、省略する。」としているが、同4号は「・・・天災地変等特別な事情により見積書を徴することが困難であると認められるとき」に省略できる規定であり、その特別な事情を明示するべきである。

3．狂犬病予防法による登録事務等に関する委託契約について

提出された2件の見積書とも見積期間が空白になっており不適切である。

随意契約における見積書は相手方からの「契約の申込み」として解されるので、基本的な契約条項である見積期間を明示させる必要がある。

市民課

1．住基台帳カードの印刷に係る契約について

物品供給請書に収入印紙の貼付がない。随意契約の理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の別表第5の1「工事又は製造の請負」となっているため、収入印紙を貼付するべきである。

2. 日直業務委託に係る契約について

契約書に記載された日額と検査調書及び請求書の日額に相違がある。

契約書の委託金額と支払予定金額に差額が生じることになるので、契約した日額で支払うべきである。

商工振興課

1. 平成 21 年度シルバー人材センター事業に係る市内公共施設管理業務委託契約について

(1) 当該契約においては、見積依頼及び契約の締結を平成 21 年 4 月 1 日に行っているのに対し、事前公表及び事後公表は、同年 5 月 14 日の同時期になされているが、宜野湾市財務規則第 113 条第 2 項に係る事前及び事後公表に関する運用基準によると、事前公表の時期は「契約者を決定する予定日（見積を徴する日）の 10 日前（見積期間）までとする。」となっており、事後公表の時期は「契約の日から 10 日以内とする。」となっていることから、事前公表及び事後公表ともに公表時期について不適切である。

(2) 随意契約の事前公表内容報告書の契約の相手方とした理由（相手方の決定方法）は、「3 の選定基準の条件をすべて満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は見積書を徴し、最も低いものと契約する。」としているが、見積依頼の一方随意契約理由書のみをみると、契約相手方の決定方法は、特殊な方法であることからすると、宜野湾市財務規則第 113 条第 2 項に係る事前及び事後公表に関する運用基準の「2（事前公表の基準）」の「契約相手方の決定方法」のうち「イ（特殊な決定方法の場合は、その方法）」であると考えられるから、上記の契約の相手方とした理由は適切ではない。

この場合は、一方随意契約理由書で述べている理由を記載するべきである。

2. 宜野湾トロピカルビーチ開き業務委託について

(1) 業務委託契約書の別紙実施要項が、（案）のままになっている。

(2) 業務委託契約書の「6. 業務完了」で、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出しなければならないとなっているが、その報告書がない。当該事業は、平成 21 年 4 月 19 日にすでに完了しており、報告書がまだ提出されていないのは適切ではない。

(3) 予定価格の積算根拠が不明である。予定価格の設定は、宜野湾市財務規則第 97 条第 2 項の規定によりその根拠を明確にするべきである。

(4) 当該業務委託については、受託者である宜野湾市観光振興協会の過去の決算で、下記のとおり毎年多額の剰余金が発生しているにもかかわらず、委託金額は、毎年同額となっているのは、不適切である。

これは、前年度の実績が確認されていないことと、予定価格の積算が不明確であることに要因がある。契約の方法又は契約の内容等を十分吟味し、より適切な契約にすることが望ましい。

	委託金額	執行額	剰余金額
平成 18 年度	840,000 円	605,573 円	234,427 円
平成 19 年度	840,000 円	628,494 円	211,506 円
平成 20 年度	840,000 円	397,261 円	442,739 円

3. 宜野湾市商工観光振興事業補助金について

宜野湾市商工観光振興協会へ商工観光業の振興を図ることを目的に当該補助金交付規則に基づいて補助金を交付しているが、補助指令書には条件は記載してあるけれども、具体的な使途は明記していないので、当協会のどのような経費に対して補助を行っているのか、不明である。

補助金は、公益上必要があると認めた場合に支出するものであるが、補助金の支出に当たっては、その補助効果を検証する必要があるので、補助指令書には具体的な使途を明確に記載するべきである。

農水振興課

1. 指名競争入札で契約する場合の法適用条項の明示について

地方公共団体の契約の締結については、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札ができるケースは、地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令第 167 条によりの次の三つの場合と定められている。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

そこで、指名競争入札で契約した次の契約について、該当する適用条項を明示するべきである。

ア 宜野湾漁港公衆トイレ建築工事(1工区)

イ 宜野湾漁港公衆トイレ建築工事(2工区)